

第2節 くらしを支える取組

1 福祉のまちづくりの推進

目指す姿

- 物理的な障壁（バリア）だけでなく、社会的、制度的、心理的等様々な障壁を取り除き、高齢者や障がい児者を含むすべての県民が住み慣れた地域で快適に暮らす事のできる社会を目指します。

現状と課題

(1) 福祉のまちづくり条例

- 長野県では福祉のまちづくり条例を制定(平成7年3月30日条例第13号、平成27年12月17日条例第50号により改正)しました。
- 条例では、障がい者等の社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が主体となり互いに連携して福祉のまちづくりを推進することを規定しています。
- 県及び市町村は引き続き、すべての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

(2) バリアフリー化の推進

- 高齢者等が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居室等のバリアフリー化を支援してきました。自宅等の住居内の転倒により介護が必要になるケースが依然として多いことから、住宅のバリアフリー化を進める必要があります。
- 県内には高齢者を中心に14万人が最寄りの店から遠いが自動車を持たない「買い物弱者」に該当するとされています。また、中山間地域を中心に自動車を運転できないいわゆる交通弱者の移動手段の確保や、自家用車を持たない高齢世帯等の日常生活の維持が困難となることが懸念されます。
- 聴覚障がい、視覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用や支援者の養成を行っています。ITを活用した社会参加や仕事をできる環境も整ってきていることから引き続き支援者の養成を行うとともに、IT活用を総合的にバックアップする体制整備を進める必要があります。

主な施策の方向性

(1) バリアフリー化の推進

①地域・交通のバリアフリー

- 高齢者の社会参加や地域づくり、地域コミュニティ等の拠点としての鉄道駅の利活用を促進するなど、交通施設の拠点性を活かした地域の活性化を図ります。(交通政策課)
- 店舗等様々な施設に設置される障がい者等優先駐車区画を適正に利用するため、高齢者や障がい者、妊産婦、難病患者等歩行が困難な方に共通の利用証を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を推進します。(地域福祉課)

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」や、外見では分かりづらい、援助や配慮を必要としている人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要であることを伝えることのできるヘルプマークの普及を図ることにより、「支え手」と「受け手」の相互理解を推進します。（障がい者支援課）

- 障がい者等の安全な道路横断を確保するため、歩車分離式信号機や視覚障がい者用付加装置付き信号機、音響式歩行者誘導付加装置付き信号機の整備を進めます。（警察本部交通規制課）

②住居・居住環境のバリアフリー

- 高齢者や障がいのある人が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居住環境を改善し、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう支援します。

（介護支援課、障がい者支援課、地域福祉課）

- 外出時などにおいて、必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」の作成を推進します。（障がい者支援課）

- 障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を行います。（建築住宅課）

③情報のバリアフリー

- 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための手話通訳者や要約筆記者、点訳、朗読に従事する奉仕員等の意思疎通支援者の養成や資質向上の取組を行います。（障がい者支援課）

- 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。

（障がい者支援課）

2 権利擁護

目指す姿

- 高齢者や障がい者、子どもが虐待や特殊詐欺などの被害にあわず、地域において権利が守られ、自立した生活を送ることができるとともに、社会情勢の変化により多様化・複雑化した人権問題に対応し、個性や多様性を尊重する社会を目指します。

現状と課題

- 複合的な課題を抱える方の中には「生きていくために必要な衣食住に事欠いている」「働きたくても働けない」「学習したくても環境が整わずあきらめている」「本来受けるべき医療や福祉サービスを受けられない」「虐待・差別等で人としての尊厳が傷つけられている」等、権利や機会を奪われている人が多くいます。
- 生活の基盤や尊厳を守ることとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と精神的な豊かさを高めることが必要です。
- 地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で

学ぶこと、また学習や周知の機会をつくることが望めます。

- 判断能力が十分でない認知症高齢者及び知的・精神の障がい者等の権利を擁護するために成年後見制度の利用促進が望めます。

主な施策の方向性

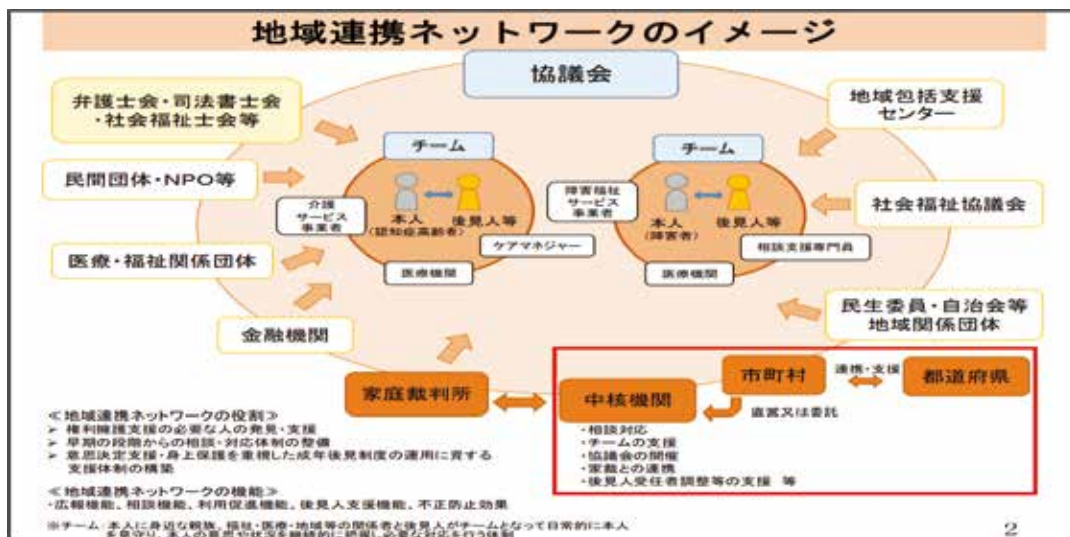
(1) 虐待防止への取組

- 関係団体と連携し、市町村・地域包括支援センター職員や介護サービス・障害福祉サービス事業所従事者、児童福祉施設職員等を対象に虐待の防止、早期発見等虐待対応力の向上を目的とした研修を実施します。
(介護支援課、障がい者支援課、こども・家庭課)
- 虐待等により保護者のもとから離す必要がある子どもについては、より家庭的な環境でのケアが必要であることから、子どもの支援に携わる関係者の共通認識のもと、里親委託などを推進します。(こども・家庭課)

(2) 判断能力が低下した方への支援

- 成年後見制度の利用促進のために、市町村職員等を対象とした実務担当者等実践会議等を通じ、市町村職員等の資質向上、制度の普及啓発に取り組みます。
(地域福祉課)
- 成年後見制度利用促進法で市町村において努めることとされた、成年後見制度利用促進のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。(地域福祉課)
- 成年後見制度利用促進基本計画で示された地域連携ネットワークについて、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など必要な支援を行います。(地域福祉課)
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会へ引き続き必要な支援が実施されるよう支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。(地域福祉課)

● 「地域連携ネットワーク」イメージ図



内閣府「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」

(3) 人権を尊重する社会づくり

- 同和問題、外国人、女性、性的少数者、高齢者、障がい者、子ども等の地域における人権課題に対し、人権啓発、人権教育、相談活動を実施するとともに、県民が自ら取り組む活動を支援します。（人権・男女共同参画課）
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者、加害者にならないための意識啓発を行うとともに、被害者への相談・支援体制の充実を図ります。（こども・家庭課、人権・男女共同参画課）
- 外国籍県民等が生活に必要な知識や日本語を習得するための学びの機会を確保するとともに、情報の多言語化や必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を行います。（国際課）

性的少数者に関する理解促進

<性的少数者とは>

LGBT など、性的少数者の方々の人権は、近年特に注目されている人権の一つです。

LGBT とは、L（レズビアン・女性同性愛者）、G（ゲイ・男性同性愛者）、B（バイセクシャル・両性愛者）、T（トランスジェンダー・からだの性とところの性が一致しない人）の頭文字です。LGBT の他にも、恋愛感情を抱かない人や、自分の性別は男性・女性のどちらでもないと認識している人など、様々な性的少数者がいます。

LGBT 等性的少数者の割合は、人口の8～9%という民間の調査結果もありますが、社会での理解はまだまだ進んでおらず、差別と偏見があり、いじめやハラスメントの被害に遭うなど、当事者にとって生きづらいという状況があり、自殺念慮の割合が高いことが指摘されています。

<最近の県内の動向>

全国的に当事者団体が多数設立されていますが、本県においても、性的少数者が生きやすい社会を実現しようと、当事者団体が発足しています。2018年（平成30年）には、当事者団体等から県内の4市1町の議会に対して、性的少数者の人権に関する啓発活動の強化等を求める請願が提出され、採択されました。

このうち、長野市では、請願採択を受け、施策の展開の参考とするため、性的少数者に関して初めて市民の意識調査を実施しました。「あなたの周りに、性的少数者の方はいますか。」という設問に対して、8.6%の者が「いる」と回答しています。また、「性的少数者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。」という設問に対しては、「社会全体での教育や啓発」という回答が最も多く、「学校等、子どもころからの教育や啓発」という回答が続きます。このような結果からも、性的少数者の人権問題は身近な問題であり、問題解決のためには、教育・啓発が必要であることが分かります。

県としても、職場、教育現場、地域において、性的少数者に対する理解を促進するため、啓発を行うとともに、相談等の対応をしていますが、引き続き理解促進への取組を進めてまいります。

3 福祉人材の確保育成

目指す姿

- 福祉・介護サービス従事者がやりがいを持って働き続けられる環境を整備することで高齢者、障がい児者、子ども等が質の高い福祉サービスを受けることができる社会を目指します。

現状と課題

- 介護需要の増加や、障がい者施策の推進、保育需要の拡大等、介護、障がい、子育て分野等の福祉サービスへのニーズに対応するための人材確保を進める必要があります。
- 福祉人材の確保・定着を図るためには、適性にあった職場との求人・求職のマッチングや職員のキャリアパスの構築、処遇の改善、労働環境の改善等の視点から総合的に対策を講じることが必要です。

主な施策の方向性

(1) 入職促進

- 関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれが主体的に介護人材の確保・定着・質の向上にかかわる仕組み（ネットワーク）を構築することにより、効果的な施策展開を図ります。（地域福祉課）
- 福祉に関心のある一般求職者や中・高校生に対し、福祉の職場体験の機会を提供するとともに、小学校、中学校、高等学校に福祉施設職員等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えます。（地域福祉課）
- 福祉・介護職を対象とした職業紹介や、就職相談会の開催、求職者と求人事業所の橋渡しをするキャリア支援専門員の配置等により、求人・求職のマッチングを推進します。（地域福祉課）
- 広域的・県的な情報収集、提供、マッチングを行う保育士人材バンクの活動強化により、潜在保育士の再就職等を促進します。（こども・家庭課）
- 福祉・保育・介護職員を目指す学生への修学資金の貸付や、即戦力として期待される離職した人材の呼戻しのための再就職準備金の貸付等により、県内養成校への入学者確保や潜在的有資格者の復職を支援します。（こども・家庭課、地域福祉課）

(2) 資質の向上

- 福祉・保育・介護職員が、自身のキャリアや専門性に応じて資格や知識・技術を取得することができるよう、資格取得支援や、福祉職員生涯研修を実施し、職員の処遇改善及びキャリアアップの仕組みの充実を図ります。（こども・家庭課、地域福祉課）

(3) 労働環境の改善

- 介護職員の子どもを預かる施設内保育所を運営する介護サービス事業所等に

対する運営費の補助のほか、介護職員の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、介護ロボットの導入等、労働環境の改善に向けて支援します。（地域福祉課）

- 外国人介護従事者の活用について、制度の詳細を踏まえたうえで必要な受入れ体制を整備していきます。（地域福祉課）

[目標] 介護職員数（2016年度）3.5万人→（2020年度）4.1万人

長野県介護職員キャリアパス・モデルについて

健康福祉部地域福祉課

介護人材の確保・定着のためには、介護職員が将来にわたり働きがいを感じながら仕事を続けられるよう、能力・資格・経験等に応じて適切な処遇を受けることが重要です。長野県では、2010年度（平成22年度）に「福祉・介護サービス従事者のキャリアパス・モデル及び研修体系検討委員会」を立ち上げ、2011年度（平成23年度）に、介護職員のキャリアパスを例示した「長野県版キャリアパス・モデル（暫定版）」を作成しました。

これに基づき、2012年度（平成24年度）から、職層ごとに求められる能力の向上を図る福祉職員生涯研修を実施し、キャリアパスの構築を支援してきました。さらに、2014年（平成26年）6月には「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」を立ち上げ、キャリアパス構築に向けた支援策について検討を続け、暫定版に給与等の目安となる「長野県介護職員モデル給与規程」を追加し、「長野県版キャリアパス・モデル（完成版）」として公表しました。

県内の介護サービス事業所におけるキャリアパスの構築や給与規程等の整備・改善に活用されるとともに、すでに介護職に従事している方やこれから介護の仕事を目指す方のキャリア形成の参考になることが期待されます。

「長野県キャリアパス構築・人材育成事例集」

長野県公式ホームページ URL：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/kaigo/model-kyuuyo.html>

4 住宅確保対策

目指す姿

- 連帯保証人が確保できずに賃貸住宅等の入居が困難な人や、身元保証人が確保できずに雇用契約の締結が困難な人等への支援を通じて、誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

現状と課題

- 世帯の単身化、雇用の非正規化等の影響からこうした方の保証人の不在による住居確保や就労が課題となっており、「住宅確保要配慮者需要調査」によると生活就労支援センター（まいさぼ）の新規相談者への住宅確保の支援に関しては、入居等の費用負担や連帯保証人の確保が課題として挙げられています。
- 少子高齢化の進行等により、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が増加しています。一方で家賃滞納、孤独死、事故・騒音等への不安から民間の賃貸住宅の大家には住宅確保要配慮者の入居に対して拒否感を持つ人もいることからこうした要配慮者への支援に取り組む必要があります。

主な施策の方向性

- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の体制強化を支援し、これまでは、連帯保証人が確保できずに賃貸住宅の入居ができなかった方々でも入居が可能となるよう取組を強化します。（地域福祉課）
- 民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして住宅確保要配慮者住居に活用する仕組みの導入の検討を進めます。（建築住宅課）
- 「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、県営住宅に入居可能とします。また、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等が優先的に入居できるよう配慮するとともに、所得に応じて家賃の減免を行います。（公営住宅室）

入居保証事業による賃貸住宅への入居支援

生活就労支援センター（まいさぼ）の相談者には、家族や親族が少なくアパート入居などの際、保証人が確保できないために入居できず、自立支援が進まないケースが少なくありませんでした。

そこで県社会福祉協議会では、県内市町村社会福祉協議会と協働の公益事業として「長野県あんしん創造ねっと」※を2017年（平成29年）10月に設立し、入居保証・生活支援サービスを開始しました。あんしん創造ねっとが家主と債務補償等の契約を行い、地元の社会福祉協議会が定期的な見守り支援を行う仕組みです。



ケース例 住み込みの仕事をしていたが、退職と同時に社宅を退去することになり保証人の確保ができずアパート入居が出来ず困っていた。
→あんしん創造ねっとの支援によりアパートに入居し、就職にもつながりました。

入居保証・生活支援サービスの契約者は、2018年（平成30年）10月までに8件と増加し、公営住宅への入居希望者がいる中、公営住宅への適用が課題となっていました。長野県は、2019年（平成31年）1月から、県営住宅の入居に際し連帯保証人の確保ができない場合に、この入居保証・生活支援サービスを利用できるよう、長野県社会福祉協議会と協定を締結しました。

住宅行政と福祉の連携により、住宅確保困難者への支援に、新たな仕組みを創造したものだといえるでしょう。この保証問題は、生活困窮者だけでなく、高齢者や地域で生活を望む障がい者、DVで避難中の母子の自立支援など福祉分野横断の課題であり、今後、市町村営住宅への取り扱いの拡大など、波及効果も期待されています。

※平成31年度（2019年度）から「長野県あんしん未来創造事業」

5 買い物支援等地域の生活課題対策

目指す姿

- 広域圏の中心となる都市とその周辺地域との移動に必要な道路の整備、鉄道、幹線バス路線の確保など、広域生活圏としての機能を支える交通ネットワークの構築を目指します。

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物や食事に出かけることができるよう、移動手段の確保や車両等のバリアフリー化への対応、県民生活に密着した施設等のバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 運転免許証返納者への支援施策を導入する団体、市町村は6団体 44 市町村（2018年（平成30年）11月時点）であり、引き続き、運転免許証自主返納後の高齢者への移動手段確保等の支援施策を推進する必要があります。

主な施策の方向性

- 居住密度が低い過疎地域等において、デマンド交通への転換、タクシー輸送の活用、NPO等による有償運送など、小規模な需要にふさわしい移動手段の確保を市町村等と協働して推進します。（交通政策課）
- 移動が困難な者に対しても質の高い交通サービスを提供するため、乗り降りしやすいように配慮されたタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）車両や低床バス（ワンステップバスまたはノンステップバス）車両の導入を支援するとともに、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化を図ります。（交通政策課）
- 交通事業者による交通サービスの提供が困難な地域において、高齢者の社会参加や地域貢献の観点等を踏まえ、地域の元気な高齢者が地域における移動の担い手となるなど、高齢者を中心とした地域共助による交通の確保を、市町村等と協働して推進します。（交通政策課）
- 身体機能の低下等を理由に自動車の運転が困難となるなど、活動の場が制限されることとなる高齢者を支援するため、市町村等に対して、運転免許証返納者への支援施策の導入・充実について働き掛けを行います。（警察本部交通企画課）

交通バリアフリーに向けた取組

交通政策課

◆「県有民営」による低床バス導入促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定に基づき、公共交通事業者に対して車両等のバリアフリー化への対応が推進されている中、県ではそれらの事業者が行う車両整備への支援を行っています。

取組の一つとして実施しているのが、県がバスを所有し、乗合バス事業者が運行する「県有民営」方式による取組です。

<背景>

バス事業者においては、利用者の減少から乗合バス事業への設備投資が抑制され、車両の老朽化が進行し、低床バス車両への更新が進まない状況でした。低床バスは購入に1台あたり2千万～3千万円費用がかかり、初期費用の負担が課題となっていました。

<具体的な内容>

県が低床バス車両を購入・所有し、県内幹線バス路線を運行する乗合バス事業者に対して貸与します。使用料を5年間にわたって徴収した後、車両を譲渡します。

○取組みイメージ



<効果>

乗合バス事業者の車両更新に要する初期費用の負担が軽減され、県内幹線バス路線の維持確保に係る経営環境の改善が図られます。また、老朽化した乗合バス車両の更新が進むことでバリアフリー化が促進します。

○乗り降りしやすい低床バスの普及の効果

・高齢者
・障がい者(車いす利用者など)
・妊婦、ベビーカー利用者などの
利便性が向上

・高齢者の外出機会の増加
・障がい者の活動範囲の拡大
・子育て環境の向上

6 福祉サービスの質の向上

目指す姿

- 福祉サービスの利用者が自身に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、情報提供や利用者を保護する体制を構築するとともに利用者本位の福祉サービスが提供されるよう努めます。

現状と課題

(1) 指導監査、第三者評価制度の推進

- 利用者本位の社会福祉制度が確立される中で、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つための制度が「福祉サービス第三者評価」です。
- 「福祉サービス第三者評価」では公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの評価を行います。事業者が福祉サービス第三者評価を受けることにより、サービスの質の向上に向けた自主的な取組を促進するとともに、評価結果を周知することで、利用者の適切なサービスの選択を促しています。
- 県及び市町村は、社会福祉法、その他関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を定期的又は随時実施しています。2017年（平成29年）4月1日に社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性など、社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が施行されました。介護、障がい、保育サービス等、対象者やニーズの多様化に伴い、福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけでなく、NPO や民間企業など多様な事業者が参入しています。こうしたなかで、利用者が安心して継続的に利用できるよう、効率的・効果的な指導を行うことが求められています。

(2) 福祉苦情解決体制の充実

- 福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則です。事業所には苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなどの苦情解決体制がとられています。
- 事業所との話し合いで解決することが困難な場合には、県社会福祉協議会に設置される「運営適正化委員会」により、本人の申し出に応じて解決が図られます。

表7 長野県社会福祉協議会（運営適正化委員会）に寄せられた苦情 単位：件数

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
合計	69	43	56	57	62	
内訳	職員の接遇	17	16	18	28	26
	サービスの質や量	12	10	6	11	14
	利用、情報提供	2	0	20	8	12
	利用料	12	5	1	1	0
	被害、損害	2	2	2	0	0
	権利侵害	11	8	7	6	7
	その他	13	2	2	3	3

長野県運営適正化委員会事業報告

（3）社会福祉法人による公益的な取組

- 2016年（平成28年）の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として創設されました。
- 社会福祉法人には、地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉ニーズへの対応も求められています。
- 社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の推進に向けて積極的に貢献することが期待されています。

主な施策の方向性

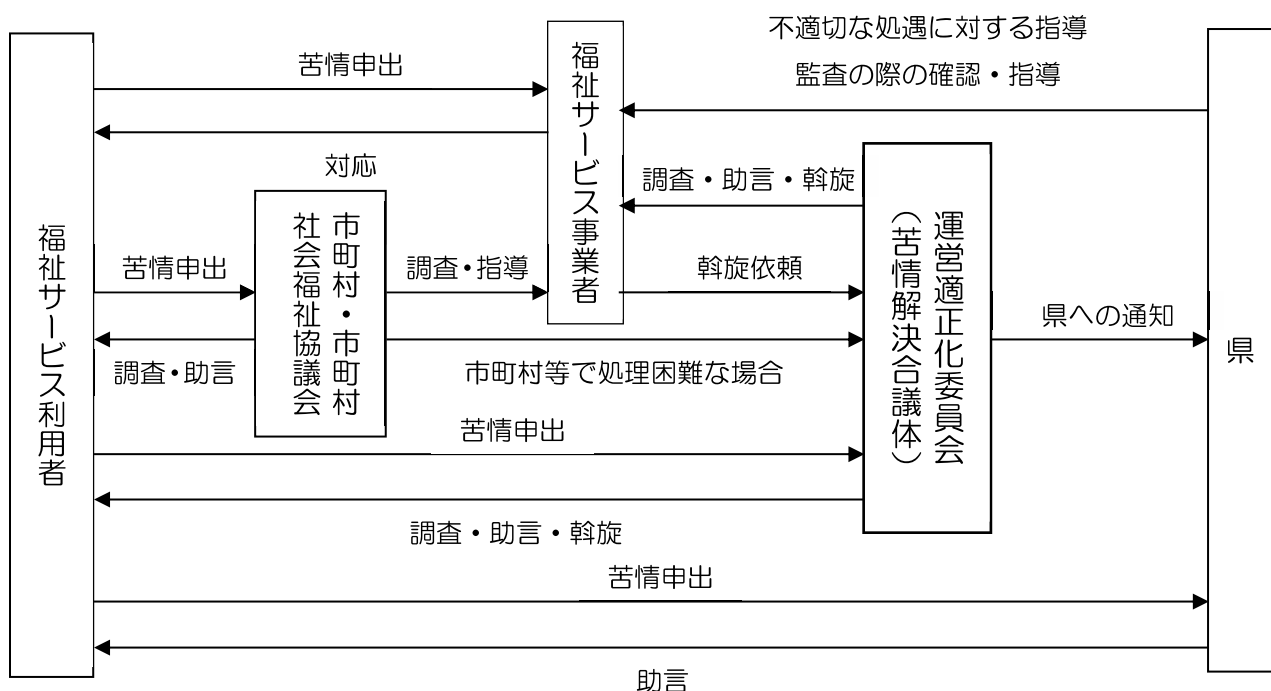
（1）指導監査、第三者評価制度の推進

- 公正・中立な第三者の評価機関による、福祉サービス評価事業（福祉サービス第三者評価事業及び地域密着型サービス外部評価事業）を実施し、事業者・利用者双方に活用しやすい制度とするため評価結果の公表方法について検討していきます。（地域福祉課）
- 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図るため、社会福祉法、その他関係法令、通知等に基づき、指導監査を実施するとともに、他の事業所の模範となる取組は積極的に公表します。（地域福祉課）
- 市町村における事業者等への指導監査体制の充実・強化のため、引き続き技術的な支援を行います。（地域福祉課）

（2）福祉苦情解決体制の充実

- 長野県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する利用者からの苦情を受け止め、客観的な立場から解決策の斡旋を行うとともに、苦情解決制度の普及・啓発を行います。（地域福祉課、長野県社会福祉協議会）

図 36 苦情解決体制のイメージ図



(3) 社会福祉法人による公益的な取組

- 社会福祉法人が地域社会の福祉ニーズに応じた「地域における公益的な取組」が展開できるよう、取組事例の収集・提供等の支援を行います。
(健康福祉政策課、地域福祉課)
- 社会福祉法人が地域における公益的取組を実施する際に必要となる円滑かつ公正中立な意見聴取を行う場として、「地域協議会」を設置します。
(健康福祉政策課、地域福祉課)

社会福祉法人による地域における公益的な取組

<取組の背景>

2016・2017年度（平成28・29年度）に行われた社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は地域における公益的な取組を実施するよう努めることが義務付けられました。

少子高齢化や人口減少など地域の課題を踏まえ、地域の福祉ニーズに対応するサービスを自主的かつ積極的に提供することで、社会福祉法人が地域福祉の中心的な役割を担い、地域社会へ貢献することが求められています。

<取組み事例紹介>

○絆プロジェクト（福祉共育の実践） 社会福祉法人廣望会（長野市）

障害福祉サービス事業所「アトリエCOCO」では、障がいのある利用者と地元の保科小学校の子どもたちが、一緒に作業やゲームやスポーツをし、一緒に歌い、一緒にイベントを楽しむ交流事業「絆プロジェクトーみ〜んなともだちー」に取り組んでいます。

この取組は、年に1回行われるようなスポット的なものではなく、小学校入学から卒業まで毎年4～5回行われており、交流を通じて子どもたちは自然に、障がいのある人の気持ちや暮らしにくさなどに対する理解を深めています。

障がいのある利用者の意識も変わってきており、取組開始から9年目を迎えた今では、法人が目指す「障がいのある人が地域の中で一緒に生活するのは当たり前」な環境が地域に整いつつあります。



一緒に七夕飾りを作成中！



一緒に歌って♪踊って♪